

- 【注意】** 1 申請書には、ロゴマーク使用デザイン案と会社等の概要がわかる資料を添付してください。
- 2 申請書は、七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町、宝達志水町にお住まいの方は各市町の世界農業遺産担当課へ、それ以外の方は石川県里山振興室へ提出してください。

(第1号様式)

## — 記載例 —

令和〇〇年〇〇月〇〇日

### 世界農業遺産「能登の里山里海」ロゴマーク使用申請書

世界農業遺産活用実行委員会長 様

申請者 住所・所在地 〇〇県〇〇市〇〇X X-X  
 氏名・名称 株式会社 石川商事 印  
 (代表者) 代表取締役 石川太郎

世界農業遺産「能登の里山里海」ロゴマーク使用基準を了承の上、下記のとおり申請します。

#### 記

申請者 (法人名・代表者)	(例) 株式会社 石川商事 代表取締役社長 石川太郎 ※ロゴマークを使用する方の氏名を記入してください
住所・所在地	〒XXX-XXXX 〇〇県〇〇市〇〇X X-X
連絡先	連絡担当者氏名 能登花子 電話番号 XXX-XXX-XXXX ファクシミリ番号 XXX-XXX-XXXX E-mail XXXXXX@XXXX.XXX,XXX
使用の目的	(例) イベントの開催をPR、農産物の販売をPR、 能登の企業をアピール、能登の地域のイメージアップ など ※どのような目的でロゴマークを使用するかを記載してください。
使用の範囲	(例) 看板、パネル、ポスター、パンフレット、ホームページ、チラシ、 横断幕、のぼり旗、ポストカード、カレンダー、ステッカー、 社員用名刺、ユニフォーム、社内報、広報誌、車体、出荷箱 など ※販売用の個々の商品や化粧箱等には原則使用できません。 ただし、 <u>能登で生産され、県内外に広く流通する農林水産物（一次産品）については使用が可能です（第7条（4））。</u>
使用期間	(自) 令和〇〇年〇〇月〇〇日～(至) 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ※使用期間は、 <u>3年以内</u> としてください。
併記する文章の内容	(例) 『私たちは世界農業遺産「能登の里山里海」を応援しています』、 『世界農業遺産「能登の里山里海」の普及・啓発を目的としたロゴマークです』・・・等 ※使用方法・目的等に応じて、メッセージを記載するよう努めてください。
その他、参考事項	生産地：石川県〇〇市 〇〇農場、△△町 △△農場…等 出荷先：県内（〇〇スーパー、〇〇青果市場、〇〇商店…等） 県外（△△スーパー（関東地区）、△△青果市場（大阪府）、△△商店（関西・近畿地区）…等） ※農林水産物に使用する場合は生産地、出荷先（県内外）を記入してください。

※ 使用デザイン案と会社等の概要がわかる資料を添付してください。

#### 『通信販売などの広告に使用される皆様へ』

「特定商取引に関する法律」では、広告をする上で表示が義務づけられている項目（商品等の対価など）があります。また、虚偽・誇大な広告は禁止されています。

このほか、広告や表示は景品表示法などさまざまな法令によって規制されています。

なお、ロゴマークは法令に反すると認められる場合ご使用いただけません。